

第1回 六角川流域水害対策協議会

日 時：令和5年6月13日（火）
16時30分～17時15分
場 所：ガーデンテラス佐賀ホテル&リゾート
3階「グランコート」

次 第

1. 開 会

2. 六角川特定都市河川指定の経緯 資料2

3. 議 事

1) 六角川流域水害対策協議会の規約について 資料3

2) 六角川流域水害対策計画の基本的な考え方について 資料4

3) 六角川流域水害対策計画策定までの流れについて 資料4

4. 国有地の活用について

5. 閉 会

第1回 六角川流域水害対策協議会

出席者

令和5年6月13日（金）

（敬称略）

| 所属 | | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----------|-----------------|---------|---------------------|----|
| 佐賀県 | | 知 事 | 山口 祥義 | |
| 武雄市 | | 市 長 | 小松 政 | |
| 嬉野市 | | 市 長 | 村上 大祐 | |
| 九州地方整備局 | | 局 長 | 藤巻 浩之 （代理）寺本 耕一 | |
| | 武雄河川事務所 | 事 務 所 長 | 寺尾 直樹 | |
| 福岡財務支局 | 佐賀財務事務所 | 所 長 | 河邊 健司 （代理）納塚 眞琴 | |
| 佐賀地方气象台 | 佐賀地方气象台 | 台 長 | 栗野 純造 | |
| 九州農政局 | 北部九州土地改良調査管理事務所 | 事 務 所 長 | 横田 憲一郎 （代理）緒方 辰浩 | |
| 九州森林管理局 | 佐賀森林管理署 | 署 長 | 猪島 明久 | |
| 森林整備センター | 佐賀水源林整備事務所 | 所 長 | 溝口 貴幸 | |

特定都市河川指定の経緯

令和5年6月13日

六角川流域水害対策協議会

六角川の特徴と特定都市河川の指定までの動き



令和元年8月豪雨
浸水状況(武雄市)
浸水面積
5,759ha
床上浸水家屋
1,209戸

R1.8 令和元年8月豪雨による浸水被害

R1.12 「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」策定
(激特事業等による再度災害防止対策に着手)



令和3年8月豪雨
浸水状況(武雄市)
浸水面積
5,407ha
床上浸水家屋
1,248戸

R3.8 令和3年8月豪雨による浸水被害

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
(特定都市河川の指定を全国の河川に拡大)



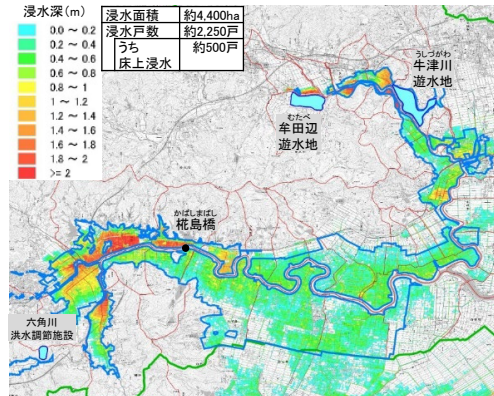
第5回協議会の実施状況(R4.11)

R4.3 「新・六角川水系流域治水プロジェクト」策定
(「特定都市河川浸水被害対策法等の活用」を位置づけ)

R4.11 六角川水系流域治水協議会開催

六角川(栴島橋より上流)の特定都市河川指定に向け調整を進めることを流域関係者と確認

R5.3 六角川を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定



河川対策を進めても床上浸水が約500戸残る
(図 新・六角川水系流域治水プロジェクト リーフレット抜粋)

- 六角川では、R3.8豪雨等により武雄市など沿川地域で甚大な浸水被害が発生
- 六角川は低平地を緩流する蛇行河川であり、約6mの干満差による潮位変動を受け、洪水時の排水が困難

特定都市河川の指定内容

六角川(栴島橋より上流)
特定都市河川の指定
R5.3.28指定

河川区間: 六角川水系六角川等の計33河川
流域面積: 約99km²(流域内市町村: 武雄市・嬉野市)



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

流域水害対策計画の策定(法第四条抜粋)

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下「河川管理者等」という。)は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。

流域水害対策協議会の設置(法第六条抜粋)

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

六角川流域水害対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき組織し、「六角川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）とする。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により特に浸水被害が著しい六角川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は九州地方整備局長が務める。
- 3 協議会の招集は会長が行う。
- 4 会長は座長を指名し、座長には協議会の運営・進行を任せることができる。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
- 6 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 六角川流域水害対策計画の策定及び変更
- (2) 協議会を開催し、前項に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公開)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、九州地方整備局武雄河川事務所及び佐賀県（危機管理防災課、農山村課、河川砂防課）が行う。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和5年6月●日から施行する。

別表

六角川流域水害対策協議会 構成員

○印は会長

佐賀県知事

武雄市長

嬉野市長

○国土交通省 九州地方整備局長

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所長

財務省 福岡財務支局 佐賀財務事務所長

気象庁 佐賀地方气象台長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署長

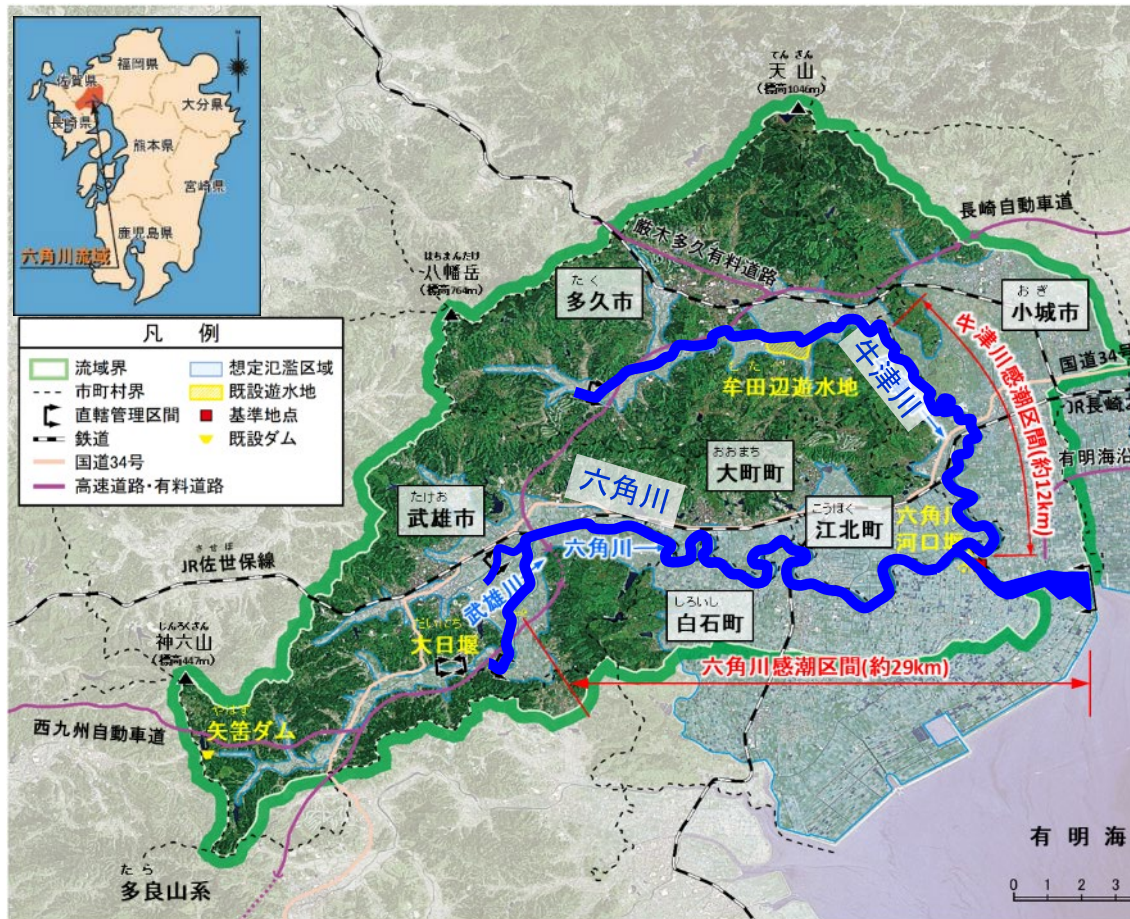
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長

流域水害対策計画の基本的な考え方

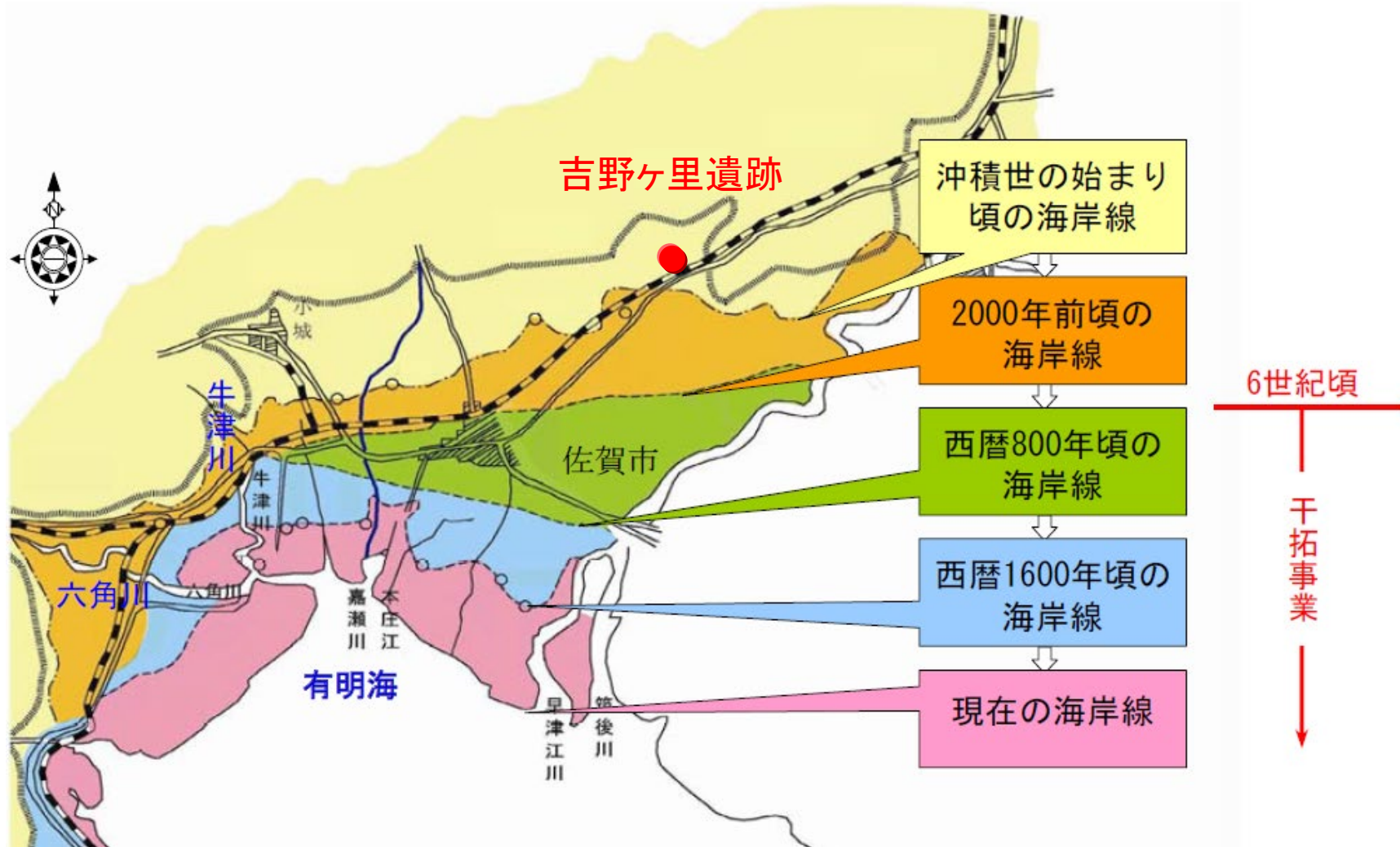
令和5年6月13日

六角川流域水害対策協議会

- ・感潮区間では、有明海の潮汐によって運ばれるガタ土が低水路を形成。
- ・高水敷では、ヨシが繁茂し、洪水流下の能力を低下させ、河川水位を上昇させる要因となっている。



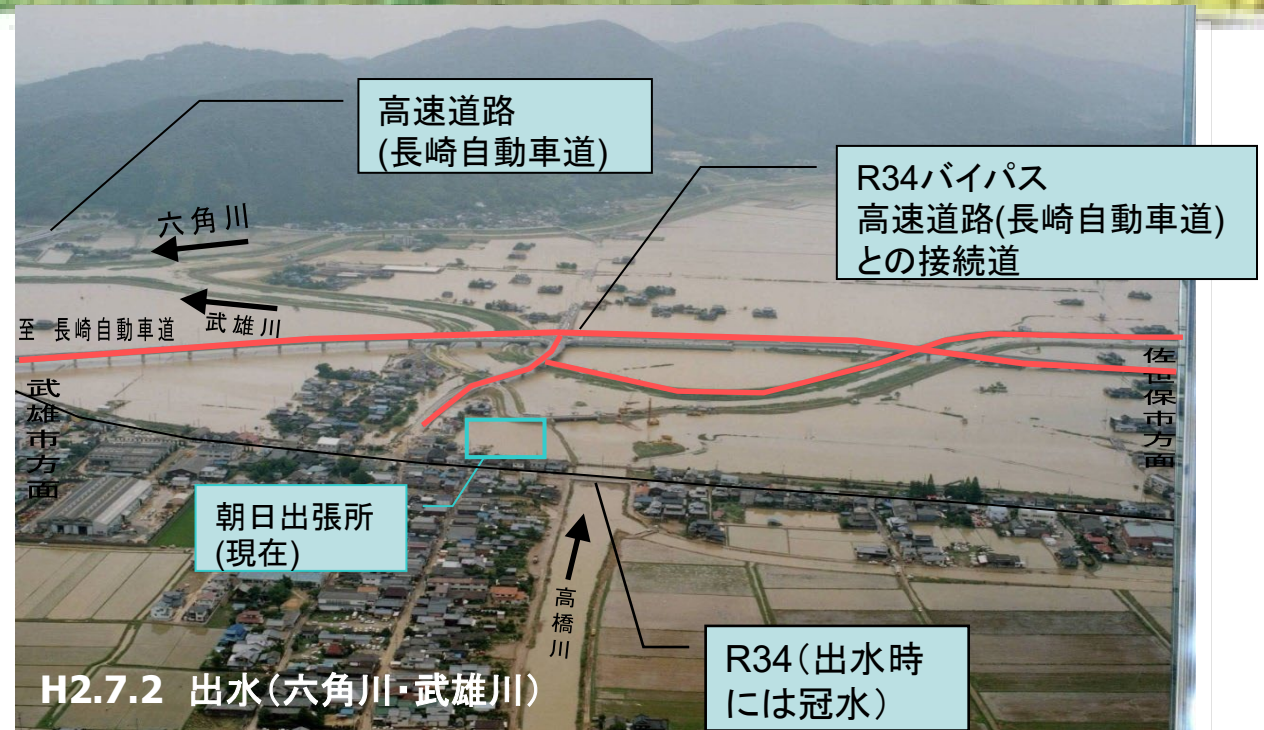
海岸にできた干潟の前に堤防を築いて土地を造成
極めて平坦な平野を形成



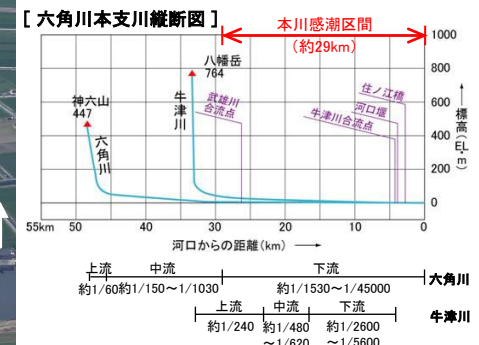
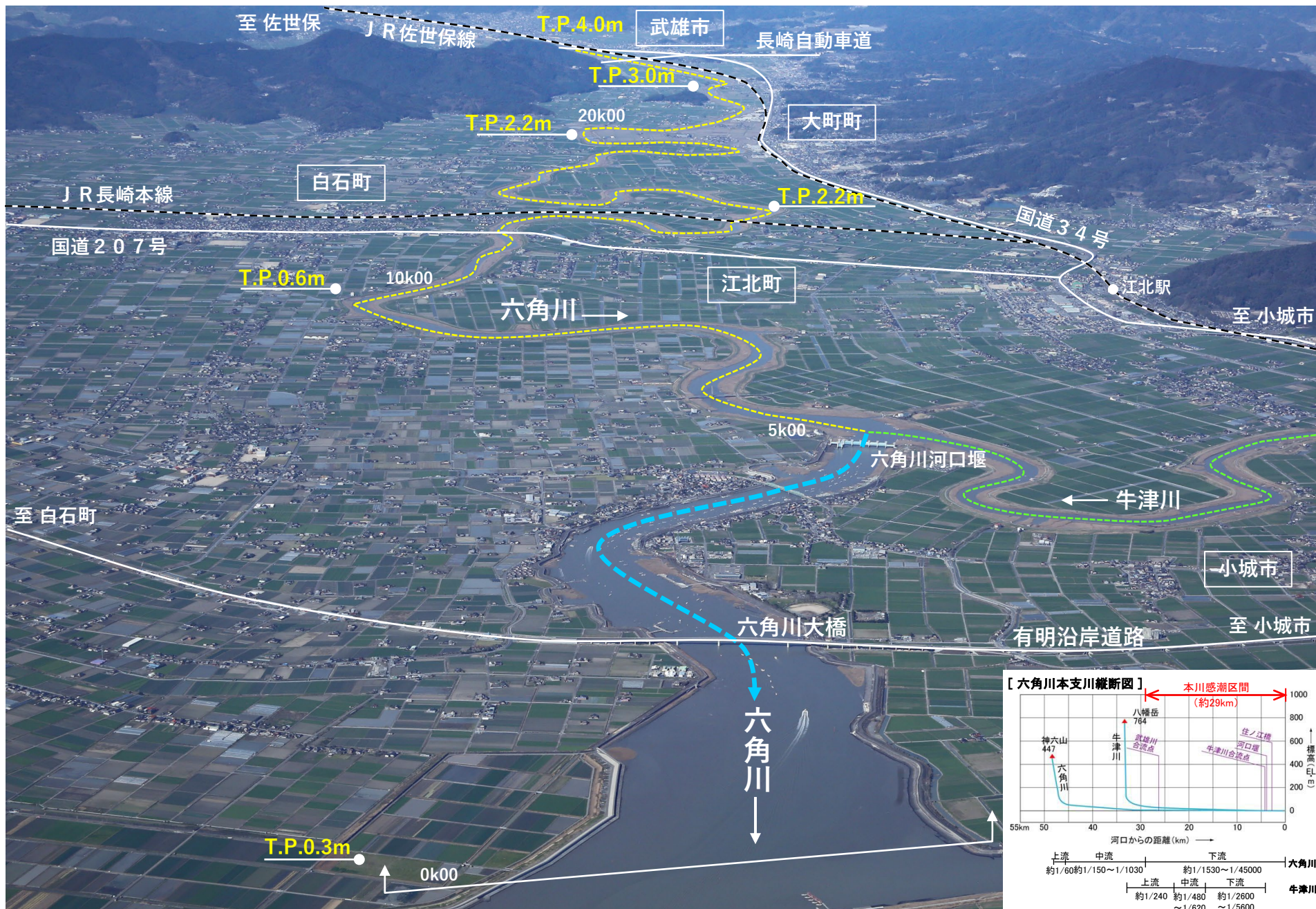
佐賀平野



- ・佐賀平野は最大約6mの干満差のある有明海に面した低平地
- ・一度はん濫すれば広域かつ長期間にわたって浸水が続き甚大な被害になる



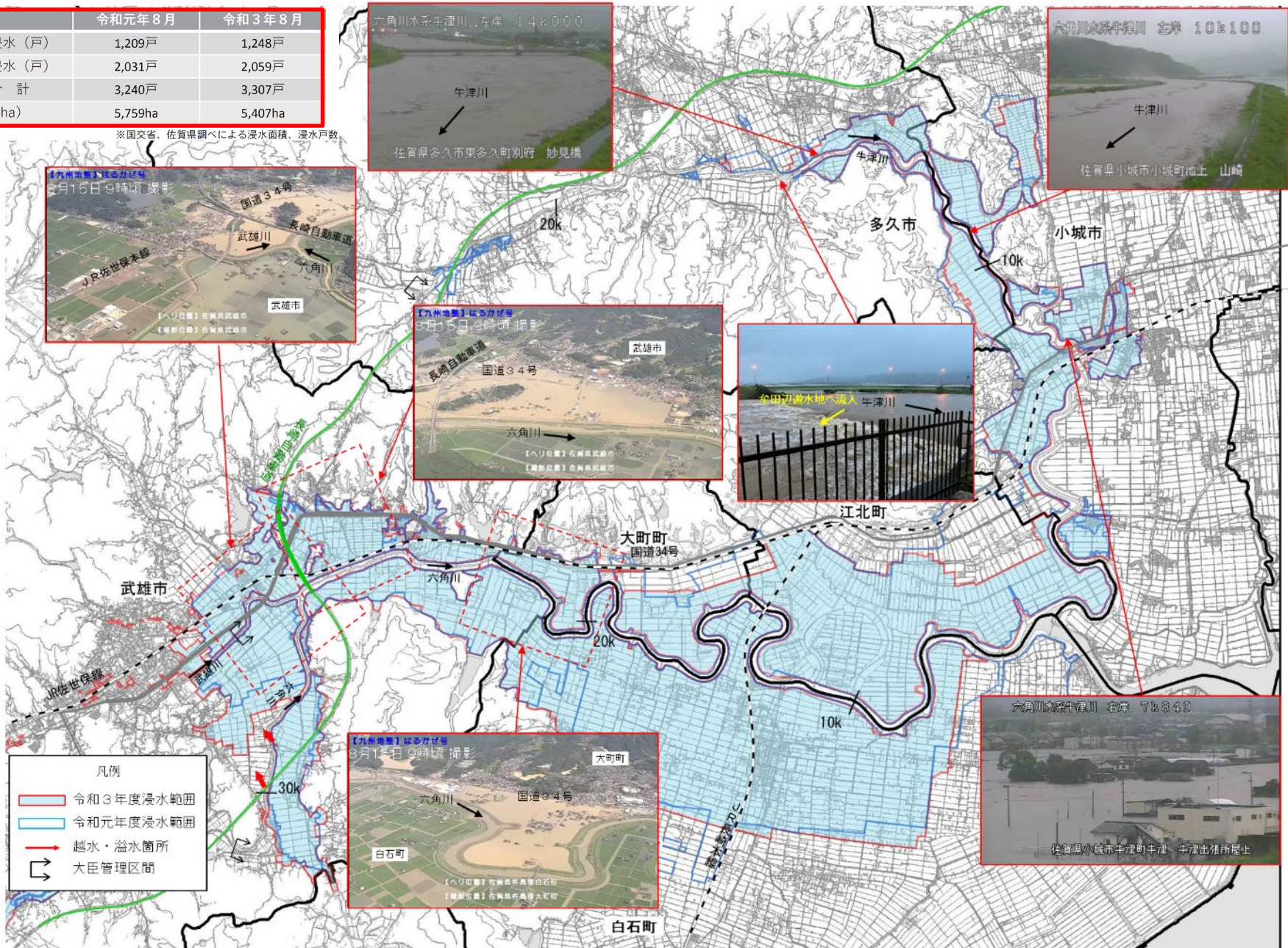
六角川を河口から望む

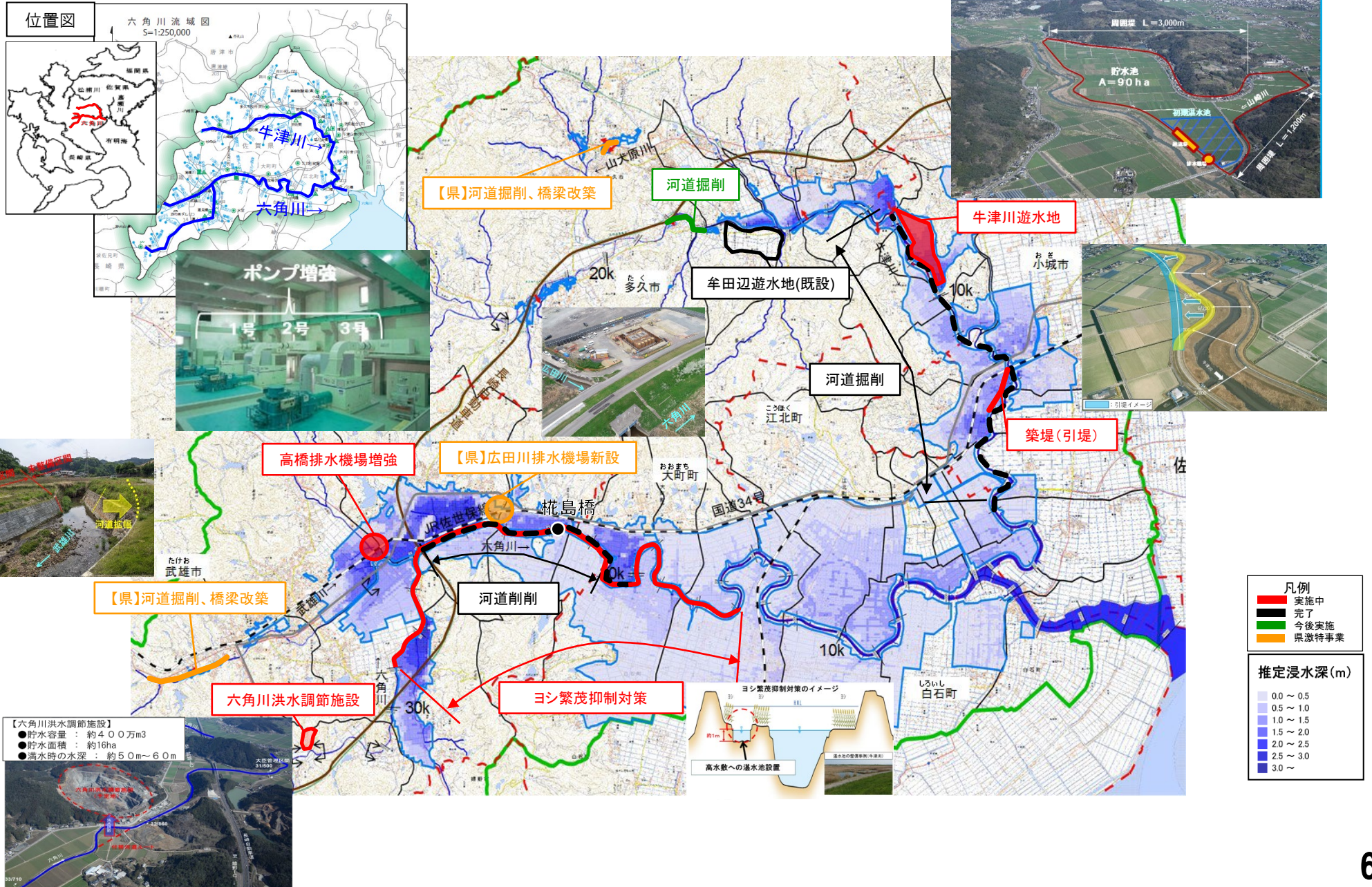


近年洪水の概要(令和元年8月、令和3年8月)

| | | 令和元年8月 | 令和3年8月 |
|----------|---------|---------|---------|
| 家 屋 | 床上浸水(戸) | 1,209戸 | 1,248戸 |
| | 床下浸水(戸) | 2,031戸 | 2,059戸 |
| | 合計 | 3,240戸 | 3,307戸 |
| 浸水面積(ha) | | 5,759ha | 5,407ha |

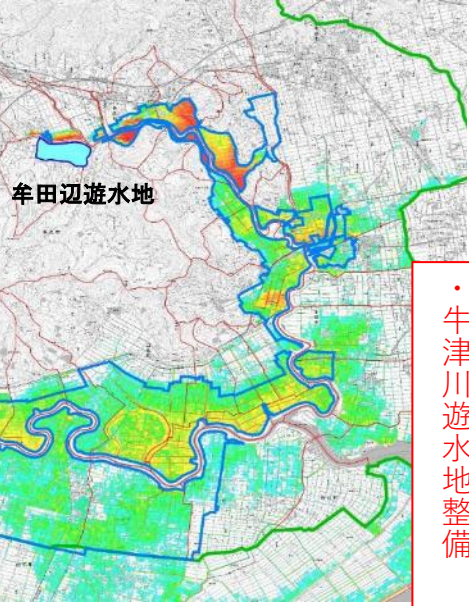
※国交省、佐賀県調べによる浸水面積、浸水戸数



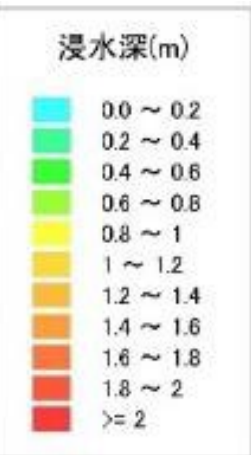


①被災時点

| | | |
|-----------|--------|--------|
| 浸水面積 (ha) | 約5,550 | |
| 浸水戸数 (戸) | 全体 | 約3,700 |
| | 床上 | 約1,500 |



— R3.8実績浸水区域
— 六角川流域界

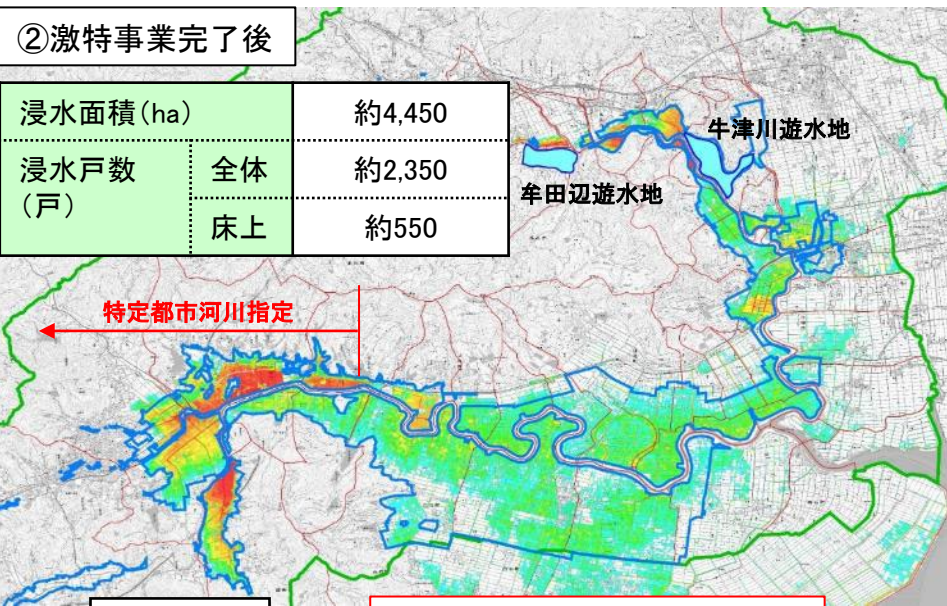


河川対策により、浸水戸数は減少するが、約500戸の床上浸水が残る
※特定都市河川流域における床上浸水戸数は約400戸

- ・ ヨシ繁茂抑制対策
- ・ 広田川排水機場新設
- ・ 高橋排水機場増強
- ・ 牛津川遊水地整備

②激特事業完了後

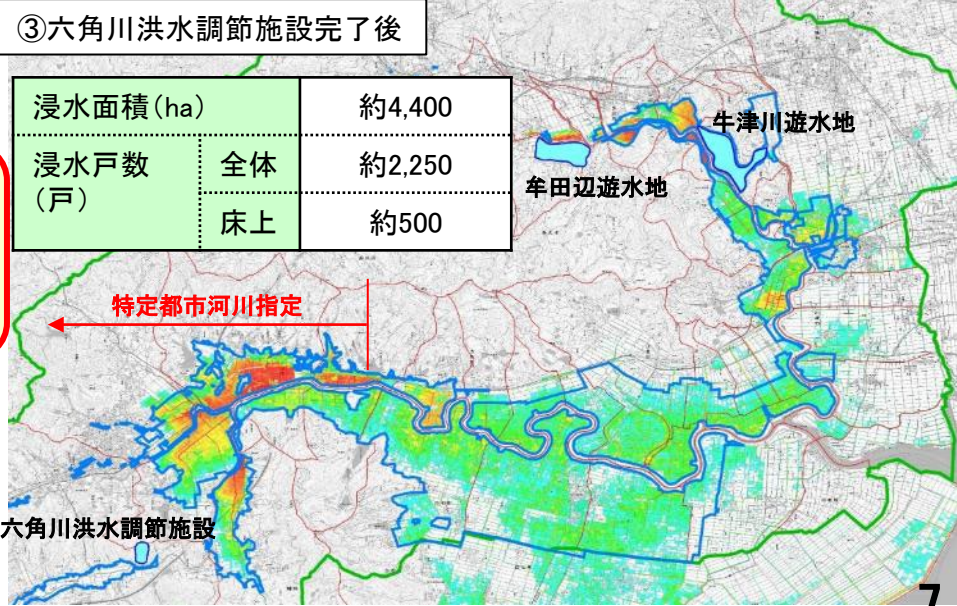
| | | |
|-----------|--------|--------|
| 浸水面積 (ha) | 約4,450 | |
| 浸水戸数 (戸) | 全体 | 約2,350 |
| | 床上 | 約550 |



・ 六角川洪水調節施設整備

③六角川洪水調節施設完了後

| | | |
|-----------|--------|--------|
| 浸水面積 (ha) | 約4,400 | |
| 浸水戸数 (戸) | 全体 | 約2,250 |
| | 床上 | 約500 |



※各時点の解析結果は、直轄管理区間からの越水及び内水による浸水を考慮したものの

今回確認事項

- ・計画期間
- ・都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- ・浸水被害対策の基本方針

都市浸水想定

- ・特定都市河川の整備
- ・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

河川管理者主体

- ・特定都市下水道の整備
- ・特定都市下水道のポンプ施設の操作

下水道管理者主体

- ・雨水貯留浸透施設の整備その他雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透
- ・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

河川、下水道管理者以外の者主体

- ・都市浸水想定区域における土地の利用
- ・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定等
- ・浸水被害の拡大を防止するための措置

～流域のあらゆる関係者の協働により推進～

特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年間程度を一つの目安にする』としている。

〔計画期間の考え方〕

河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

「六角川水系河川整備計画(国管理区間)」(R2)における河川整備計画の対象期間は概ね30年であり、流域水害対策計画は六角川流域のうち、特定都市河川流域を対象とした計画である。

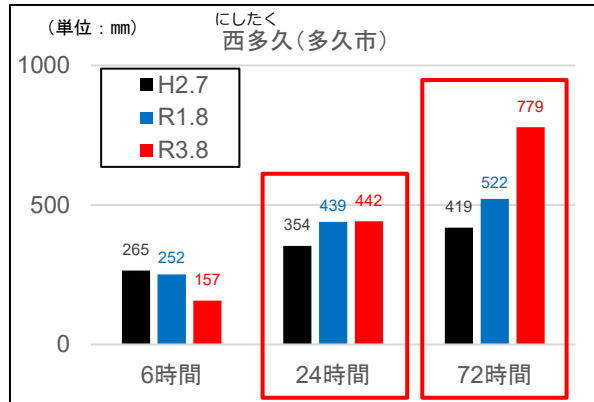
特定都市河川流域自治体の公共下水道事業計画の計画期間が概ね20年である。

「佐賀県の都市計画に関する基本方針」は、概ね20年間の都市計画の基本的な方向性を示している。特定都市河川流域自治体の都市計画に関する計画期間が概ね20年である。

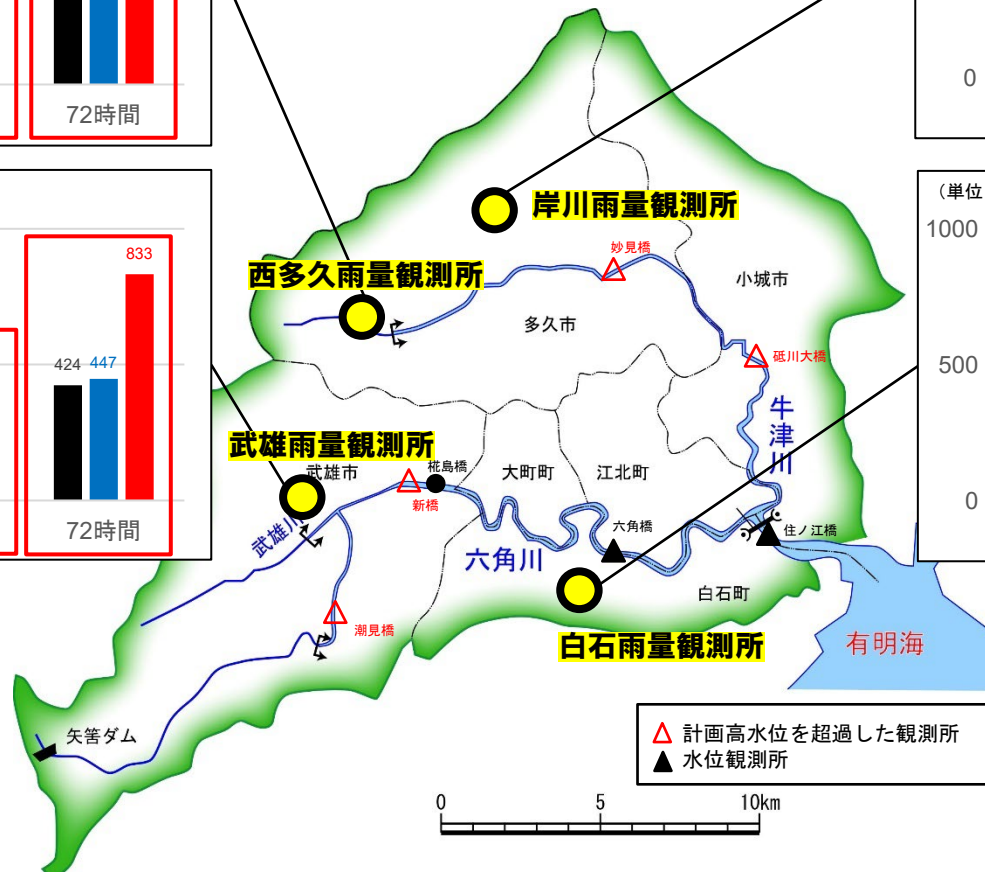
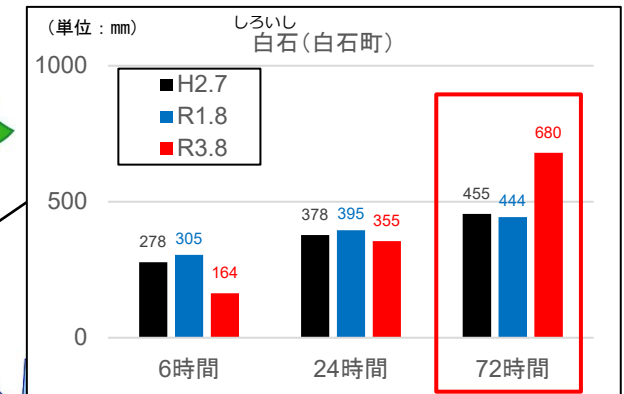
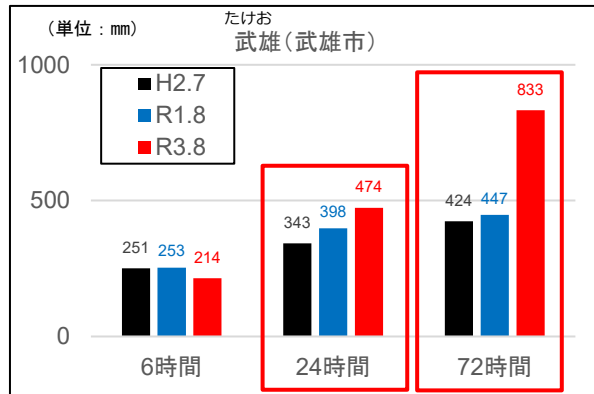
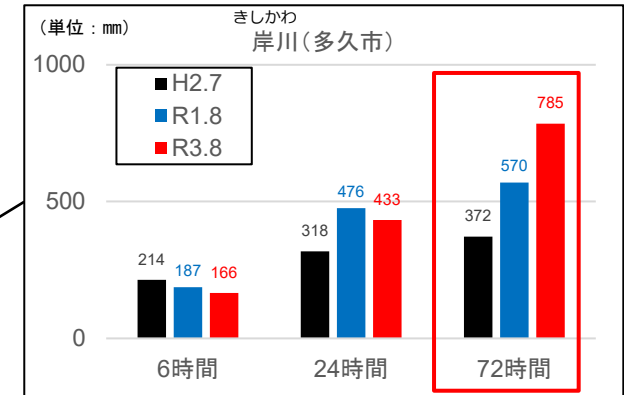


計画期間は概ね20年を基本として検討

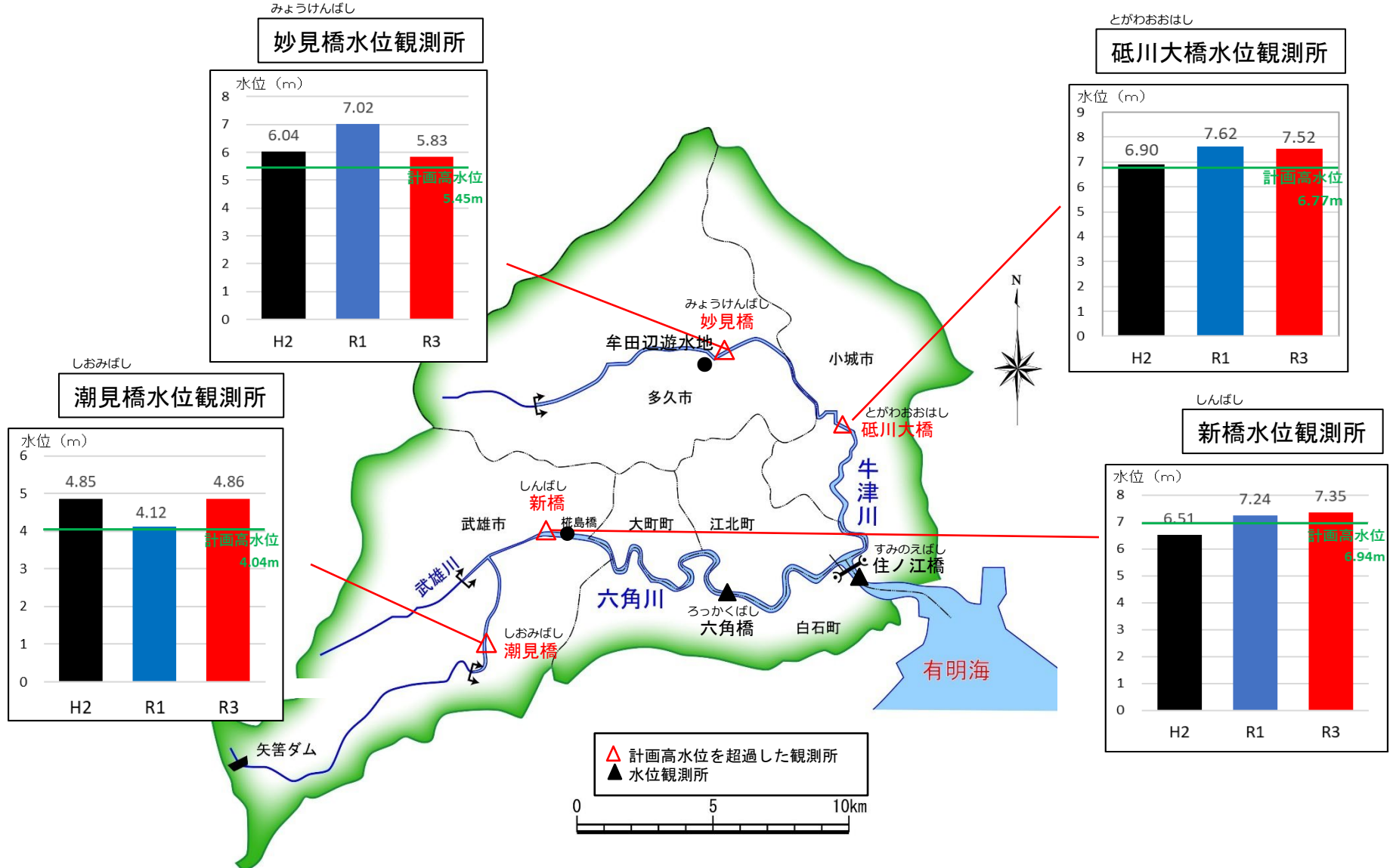
- 令和3年8月の前線に伴う大雨では、流域全体で降雨が長期間継続したことが特徴で、72時間最大降水量は、過去に大きな被害が発生した令和元年8月出水と平成2年7月出水に比べ大幅に上回る値を記録した。



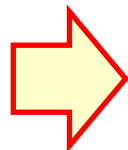
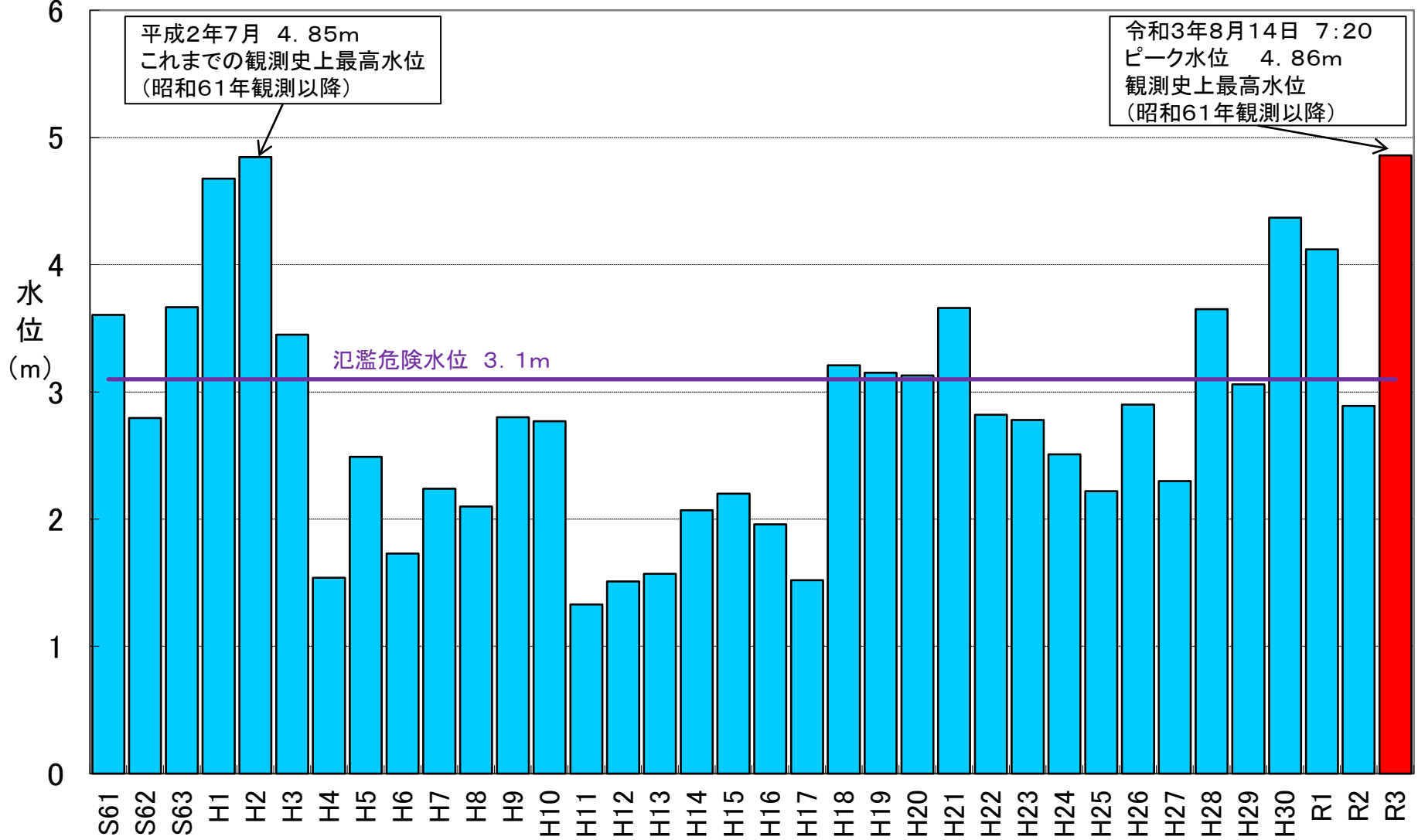
□ : H2.7、R1.8を上回る降雨を観測



- 令和3年8月前線に伴う大雨では、潮見橋および新橋水位観測所(六角川)における最高水位は、過去に大きな被害が発生した令和元年8月出水と平成2年7月出水を上回る値を記録した。



六角川(潮見橋水位観測所)の年最高水位比較図

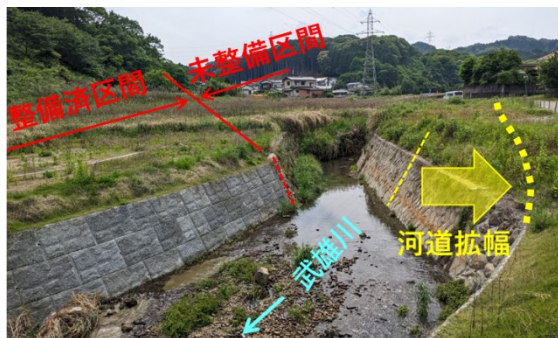


目標となる降雨は、特定都市河川流域で最高水位を記録した令和3年8月洪水とする

令和3年8月洪水規模に対して、床上浸水を解消するため、河川対策に加え、流域対策、ソフト対策等を流域のあらゆる関係者が主体的に取り組む「流域治水」を基本とし、「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」の実現のため、下記の3つの視点から、水災害対策を総合的かつ多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 (ハザードへの対策)

- ◆ 河川整備
- ◆ 下水道整備
- ◆ 雨水貯留浸透施設等の整備
- ◆ 既存施設の治水活用
- ◆ 森林整備・保全 等



河川整備の推進

② 被害対象を減少させるための対策 (暴露への対応)

- ◆ 雨水浸透阻害行為の許可
- ◆ 貯留機能保全区域の指定
- ◆ 浸水被害防止区域の指定
- ◆ 災害リスクの低い土地への移転、居住誘導
- ◆ 宅地の嵩上げ 等



貯留機能を有する土地のイメージ



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住みづくりの工夫のイメージ

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 (脆弱性への対応)

- ◆ “逃げ遅れゼロ” へ向けた情報発信システム等の整備
- ◆ 防災教育や防災知識の普及に関する取り組み
- ◆ 支川の洪水浸水想定区域図作成等水災害リスク情報の充実 等



水災害リスク情報の充実



防災知識の普及活動

■ 計画期間

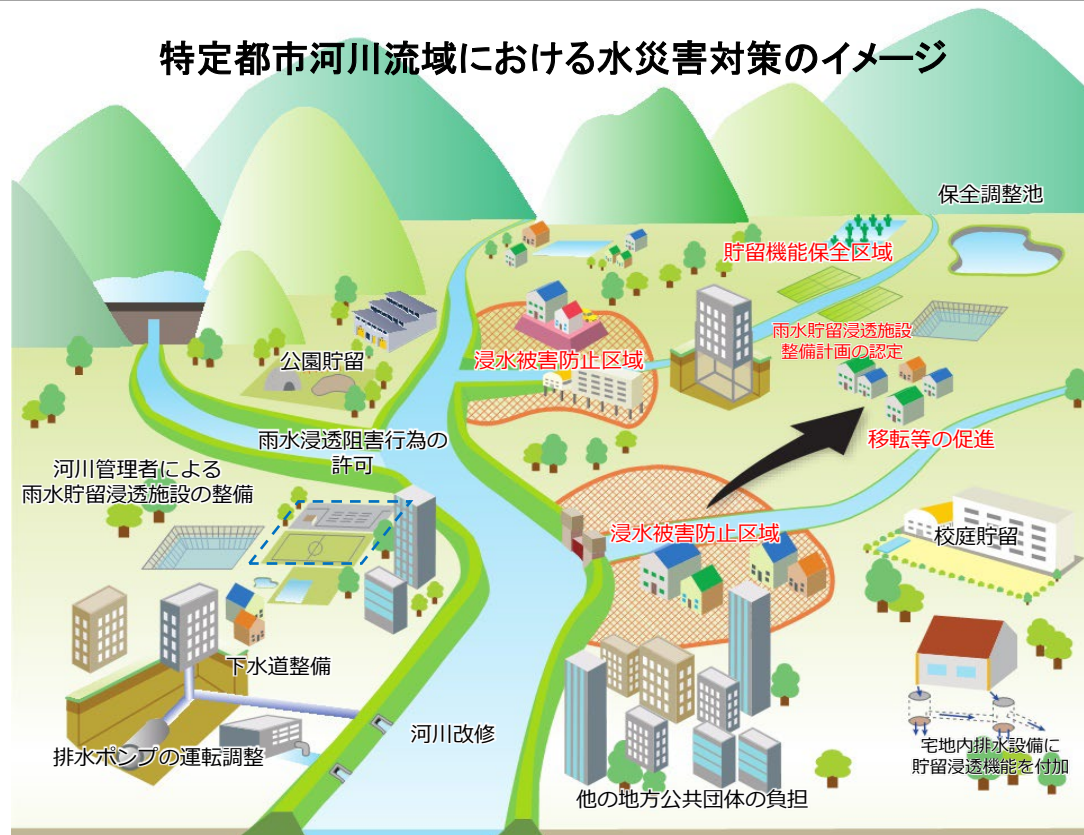
河川整備計画、下水道計画、まちづくり関係の計画期間を勘案し、概ね20年を基本として検討する

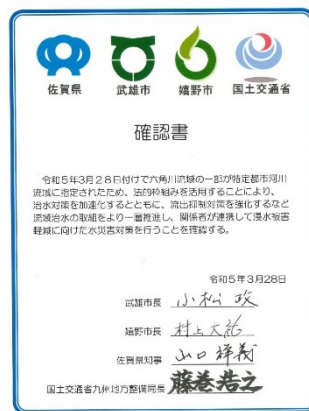
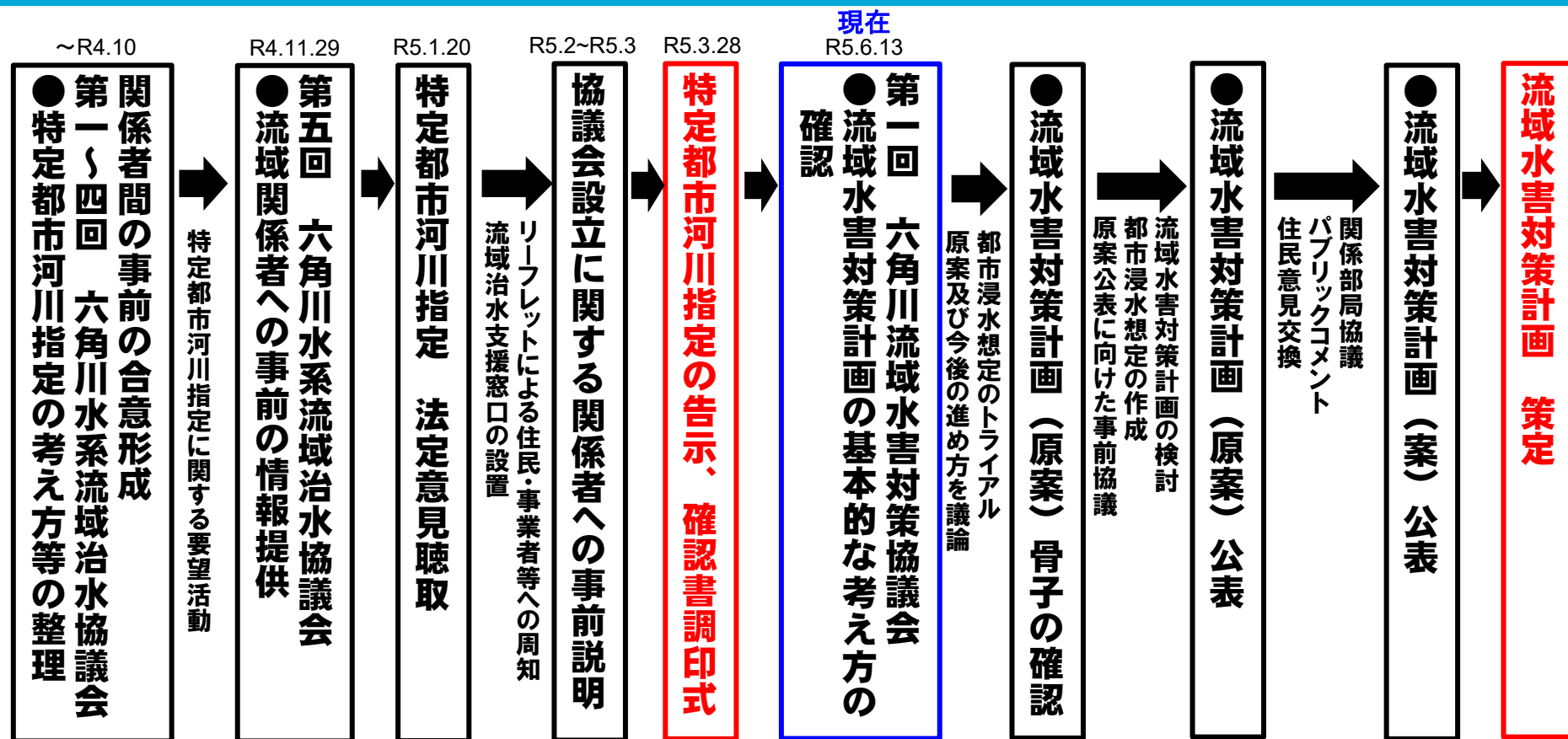
■ 目標となる降雨

主要洪水の中でも、特定都市河川流域で最高水位を記録した令和3年8月洪水を計画対象降雨とする

■ 浸水被害対策の基本方針

令和3年8月洪水規模に対して、河川対策だけでなく、流域対策、土地利用のルールづくり等多層的な水災害対策を実施することにより、床上浸水を解消し、「住み続けられるまちづくり」を実現する





適宜、流域水害対策協議会やWGを実施
※具体的な内容はWGで検討を行う

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることにならないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

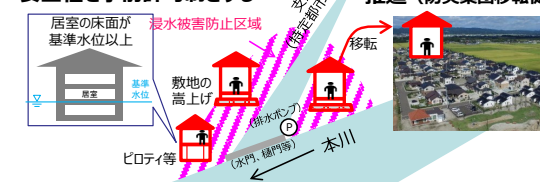
- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**
被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業※等）



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

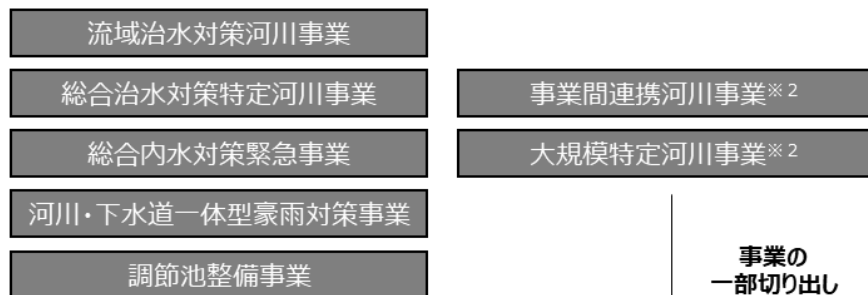
○ 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業^{※1}>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

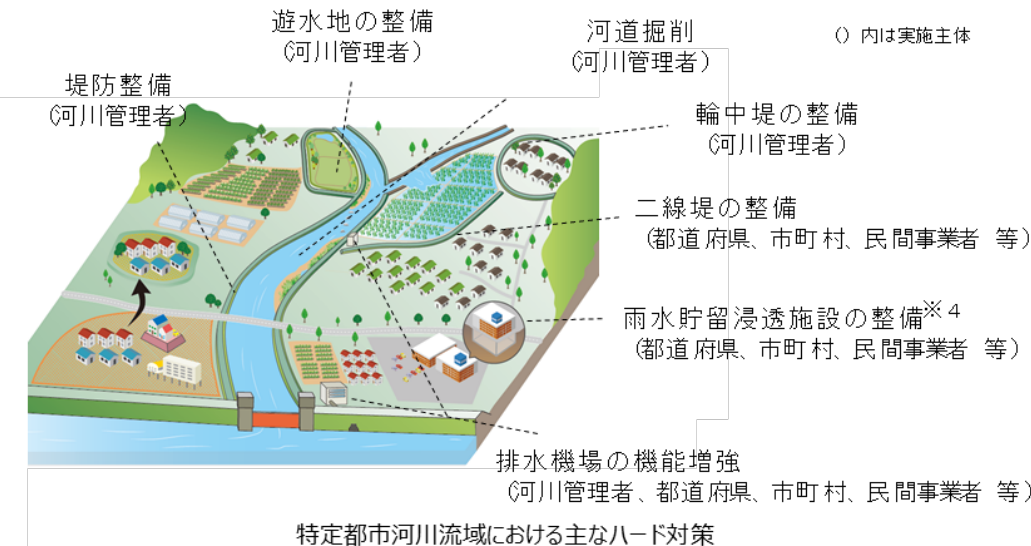
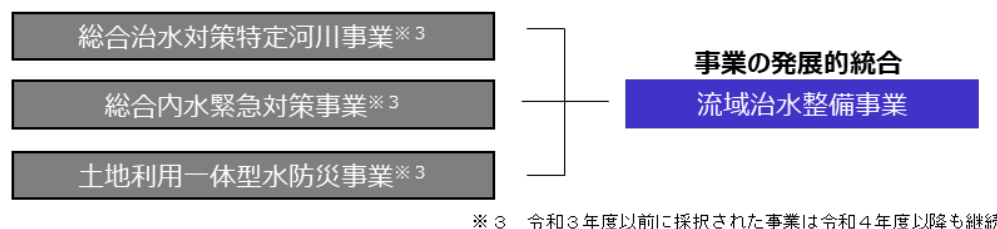
| | 河川対策 | 流域対策 |
|--------|------------------------------------|---------------------------------|
| 事業メニュー | 河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強等 | 雨水貯留浸透施設 ^{※4} 、二線堤の整備等 |
| 実施主体 | 河川管理者 | 都道府県、市町村、民間事業者等 |
| 国庫補助率 | 1/2 (個別補助事業) | 1/3 (通常) ⇒ 1/2 (個別補助事業) |

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業 (国直轄事業) の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



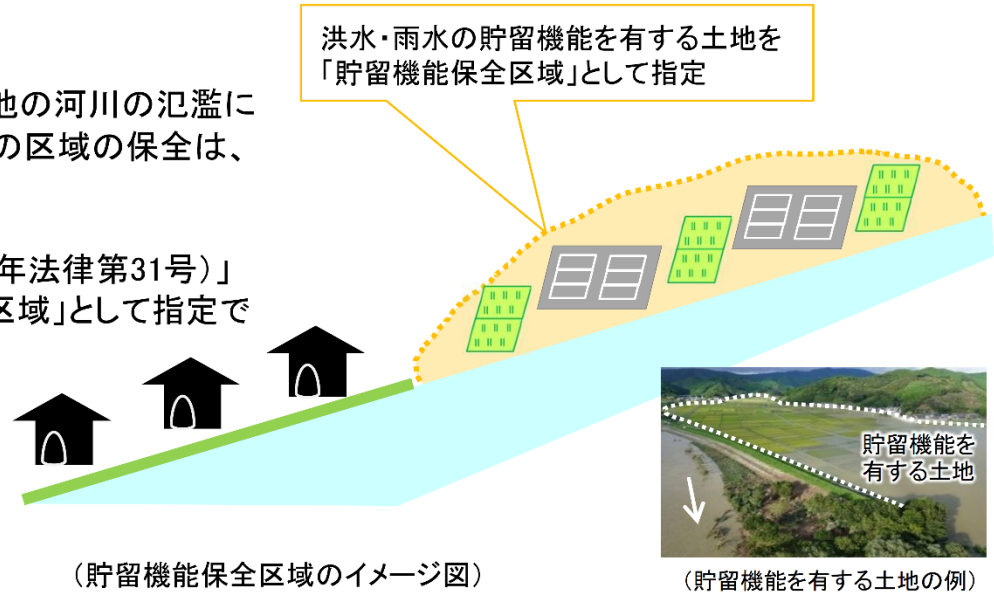
特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2
その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」(通称「流域治水関連法」)において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



施策の内容

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:3/4)

特例措置の期間

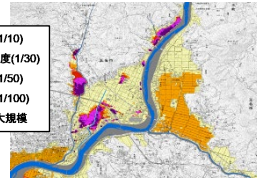
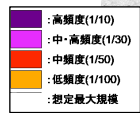
上記について、3年間(令和4年4月1日～令和7年3月31日)特例措置を創設する。

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

水災害の危険性の高い地域を示す

○従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当該資料の水害リスクマップは床上浸水相当(50cm以上)の浸水が発生する範囲を示しています(暫定版)
※凡例の()内は確率規模を示しており、これは例示です



水害リスクマップの例

水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~)
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用(R3.11~)
※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担(地方財政措置含む)
- 一個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)
- 一防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化(R5年度~)

居住を避ける取組

開発の原則禁止

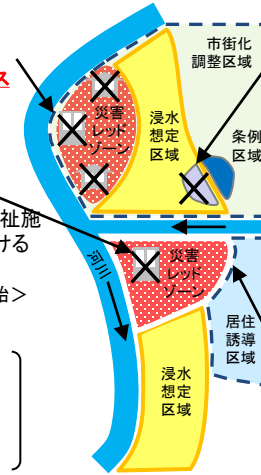
- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

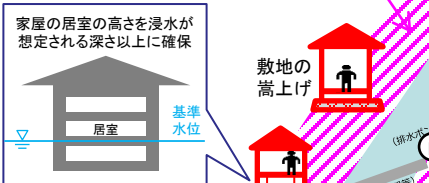
居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加
<R4年度予算より>



被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加 <R3年度予算より>
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進 <R5年度予算より>

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加 <R4年度予算より>
- 除却等費に係る補助限度額を拡充 <R5年度予算より>

(都市構造再編集中支援事業)

- 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化 <R5年度予算より>
※防災指針に即した災害リスクの高い地域



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる